【北広島町】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
北広島町空き家再生等推進事業補助金	限度額：∞ (活用は500万円) 補助率：4/5(除却) ：2/3（活用）	北広島町内の、周辺に著しく危険な状態となっている特定空家を対象として、解体に要する費用の10分の8を補助する。また、空き家住宅等を地域で活用するために改修する費用の3分の2を補助する。	建設課 都市管理係 050-5812-1860
北広島町空き家活用定住促進事業補助金	限度額：100万円 補助率：1/3	北広島町への定住を目的に空き家情報バンクの登録物件の取得後1年以内に事業費100万円以上の増改築する場合，費用の一部を補助	まちづくり推進課 地域づくり係 050-5812-1856
空き家情報バンク登録物件家財処分費補助金	限度額：10万円 補助率：1/2	空き家情報バンク登録することを目的に家財処分を行う場合、処分費の2分の1を補助する	まちづくり推進課 地域づくり係 050-5812-1856
空き家情報バンク登録物件増改築補助金	限度額：30万円 補助率：30%	空き家情報バンク登録することを目的に事業費50万円以上の家屋の増築を行う場合、費用の30%を補助する。	まちづくり推進課 地域づくり係 050-5812-1856